このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

二　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

1　廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成二十四年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

（単位　百万トン／年）

一般廃棄物	排出量	四五
	再生利用量	九・三
	中間処理による減量	三一
	最終処分量	四・七
産業廃棄物	排出量	三七九
	再生利用量	二〇八
	中間処理による減量	一五八
	最終処分量	一三

（注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2　廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成三十二年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

(1)　一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成二十四年度）に対し、平成三十二年度において、排出量を約十二％削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約二十一％から約二十七％に増加させるとともに、最終処分量を約十四％削減する。

また、平成三十二年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を五百グラムとする。

(2)　産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成二十四年度）に対し、平成三十二年度において、排出量の増加を約三％に抑制し、排出量に対する再生利用量の割合を約五十五％から約五十六％に増加させるとともに、最終処分量を約一％削減する。

(3)　その他の目標量

(1)・(2)の目標量の達成に資するため、以下の取組目標を設ける。

イ　家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成二十五年度　四十三市町村）に対し、平成三十年度において、二百市町村に増大させる。

ロ　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号。以下「家電リサイクル法」という。）第二条第三項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成二十五年度　約五十九パーセント）に対し、平成三十年度までに、百パーセントまで増大させる。

ハ　使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成二十五年度　約四十三パーセント）に対し、平成三十年度までに、八十パーセントまで増大させる。

三　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1　施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、家電リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号。以下「建設リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号。以下「食品リサイクル法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号。以下「小型家電リサイクル法」という。）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

2

(1)　国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。

また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。